

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-13768  
(P2005-13768A)

(43) 公開日 平成17年1月20日(2005.1.20)

(51) Int.Cl.<sup>7</sup>**A 61 B 6/03**

F 1

A 61 B 6/03 3 2 1 Q  
A 61 B 6/03 3 7 3

テーマコード(参考)

4 C 0 9 3

審査請求 有 請求項の数 1 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2004-303438 (P2004-303438)	(71) 出願人	000003078 株式会社東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号
(22) 出願日	平成16年10月18日 (2004.10.18)	(74) 代理人	100083161 弁理士 外川 英明
(62) 分割の表示	特願2003-132657 (P2003-132657) の分割	(72) 発明者	粉川 智恵子 栃木県大田原市下石上1385番の1 株 式会社東芝那須工場内
原出願日	平成5年5月27日 (1993.5.27)	(72) 発明者	南部 恒二郎 栃木県大田原市下石上1385番の1 株 式会社東芝那須工場内
(31) 優先権主張番号	特願平4-135044	F ターム(参考)	4C093 AA24 BA10 CA31 EA06 EA07 EB18
(32) 優先日	平成4年5月27日 (1992.5.27)		
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		

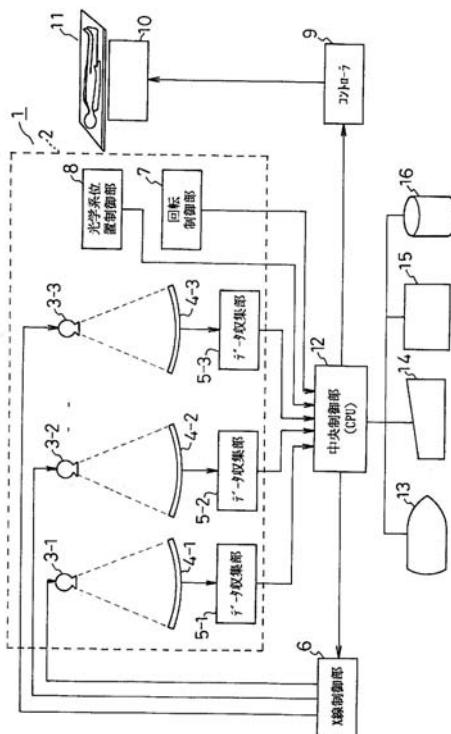
(54) 【発明の名称】 X線CT装置

## (57) 【要約】

【課題】 1管球のX線CT装置より大幅に検査効率を向上させることを目的とする。

【解決手段】 被検体をスキャンして得られた投影データに基づき前記被検体のCT像を再構成するX線CT装置において、X線を曝射する第1のX線源及び前記被検体を透過したX線を検出するための第1の検出器を有する第1の撮影系と、X線を曝射する第2のX線源及び前記被検体を透過したX線を検出するための第2の検出器を有する第2の撮影系と、前記第1の撮影系の第1のX線管から照射されるX線のエネルギーと前記第2の撮影系の第2のX線管から照射されるX線のエネルギーとを異ならせて、前記被写体の同一位置をスキャンさせる制御手段とを備える。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

被検体をスキャンして得られた投影データに基づき前記被検体のCT像を再構成するX線CT装置において、

X線を曝射する第1のX線源及び前記被検体を透過したX線を検出するための第1の検出器を有する第1の撮影系と、

X線を曝射する第2のX線源及び前記被検体を透過したX線を検出するための第2の検出器を有する第2の撮影系と、

前記第1の撮影系の第1のX線管から照射されるX線のエネルギーと前記第2の撮影系の第2のX線管から照射されるX線のエネルギーとを異ならせて、前記被写体の同一位置をスキャンさせる制御手段とを備えたことを特徴とするX線CT装置。10

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、複数のX線源及び各X線源に対応するX線検出器を有するX線CT装置に関する。

**【背景技術】****【0002】**

近年、医用診断装置の開発が進められる中で、被検体の任意の部位の断層像を撮影するCT装置が多く用いられるようになってきた。また、昨今では断層像の撮影の短縮化を図るため、被検体の周囲を螺旋状にスキャンし、各スライス位置のデータを補間処理により算出してこれを基にスライス画像を再構成するヘリカルスキャン方法が実用に供されている。20

**【0003】**

従来のヘリカルスキャンCT装置は、図9A,B,Cに示すように1個の管球71が体軸方向に移動可能な寝台75の上の患者(被検体)70の周りを軌道76に沿って連続的に回転し、ビーム72により螺旋状の走査を行なっていた。

**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

しかしながら、従来のヘリカルスキャンCT装置には、

(1) 管球が一つなので、ある時刻における複数箇所の走査ができない。

(2) 一度に一つの走査条件でしか走査できない。

(3) 光学系の熱容量が一杯になると、冷めるまで待たなければならない。また、故障したとき代りの光学系の取替作業に手間取る。

(4) 造影剤が去らないうちに短時間に走査する必要があるが、管球が一つしかないで、短時間に走査できない。

(5) 管球が一つしかないので、一定時間で広い範囲を走査することができない。という不都合があった。

**【0005】**

本発明は上記不都合に鑑みてなされたものであり、1管球のX線CT装置より検査効率を向上させることを目的とする。40

**【課題を解決するための手段】****【0006】**

上記目的を達成するため、本発明は、被検体をスキャンして得られた投影データに基づき前記被検体のCT像を再構成するX線CT装置において、X線を曝射する第1のX線源及び前記被検体を透過したX線を検出するための第1の検出器を有する第1の撮影系と、X線を曝射する第2のX線源及び前記被検体を透過したX線を検出するための第2の検出器を有する第2の撮影系と、前記第1の撮影系の第1のX線管から照射されるX線のエネルギーと前記第2の撮影系の第2のX線管から照射されるX線のエネルギーとを異ならせ50

て、前記被写体の同一位置をスキャンさせる制御手段とを備えたことを特徴とするものである。

**【発明の効果】**

**【0007】**

本発明によれば、同一の部位を2種類以上のX線エネルギーで撮影することによって、それぞれのエネルギーごとの画像を得ることができるので、1管球のCT装置より検査効率を向上させることができる。

**【発明を実施するための最良の形態】**

**【0008】**

以下、本発明の実施形態を図面に基づいて説明する。図1は本発明に係るX線CT装置 10の概略的な構成を示すブロック図である。

**【0009】**

図面に示すX線CT装置は、互いに平行な間隔で独立又は連動して回転可能な3個の管球(X線管)3-1、3-2、3-3と、それぞれの管球に対応して設けられている3組の検出器4-1、4-2、4-3と、それぞれの検出器によって検出されたそれぞれの投影データを収集し処理しやすい形にする3組のデータ収集部5-1、5-2、5-3と、管球3-1、3-2、3-3及び検出器4-1、4-2、4-3の回転を制御する回転制御部7及び管球3-1、3-2、3-3の間隔を制御する光学系位置制御部8と、を含む架台(破線の部分)2を有している。

**【0010】**

X線CT装置は、更に、管球3-1、3-2、3-3の照射するX線量を制御するX線制御部6と、寝台11を駆動する寝台駆動部10及び寝台駆動部10を制御するコントローラ9と、中央制御部(CPU)12と、中央制御部6にバス(図示せず)を介して接続するモニター13、走査条件入力装置としてのキーボード14、内部メモリ15、収集データや画像データを記憶する磁気ディスク16を有している。

**【0011】**

中央制御部12はX線制御部6、回転制御部7、光学系位置制御部8、及びコントローラ9及び画像再構成装置(図示せず)を制御し、本実施形態のX線CT装置全体の動作を統轄している。また、X線制御部6は中央制御部12の制御の下に各X線管(管球)毎のX線の制御を行う。そして、あるX線管(例えば、管球3-1が曝射するX線量と他のX線管(例えば、管球3-2)が曝射するX線量をそれぞれ異なった量とすることができる)。

**【0012】**

回転制御部7は中央制御部12の制御の下にそれぞれのX線管および/または検出器の回転制御を行ない、X線管および検出器の組は回転制御部7により他のX線管および検出器の組とは独立して回転することができるようになっている。光学系位置制御部8は中央制御部12の制御の下に各X線管及び検出器の寝台方向(患者(被検体)の体軸方向)の動きの制御を行なう。具体的には、走査開始位置にX線管(管球)をセットし、X線管3-1、3-2、3-3のうちどのX線管を寝台方向(正の方向、或いは負の方向)にどの程度どの位の速度で移動するかを制御する。コントローラ9は中央制御部12の制御の下に寝台駆動部10を駆動させ寝台1を患者の体軸方向に移動させる。

**【0013】**

図2は図1に示した各制御部の構成を示すブロック図であり、中央制御部12は同図に示す走査条件リスト17を参照し、走査条件に基づいて管球単位にX線制御部6、回転制御部7、光学系位置制御部8、及びコントローラ9に命令(信号)を送り、それら各制御部6、7、8、9の制御を行なうと共にそれら各制御部6、7、8、9及び検出器4-1、4-2、4-3からの情報(例えば、回転角、光学系の位置(間隔)、寝台の位置等及びそれぞれの検出器からX線透過量等)を入力し、各制御部6、7、8、9をフィードバック制御する。各制御部6、7、8、9はそのフィードバック制御に基づいてそれぞれのX線源のX線発生量、管球及び検出器の回転及び移動と、寝台の移動制御を行なう。なお

10

20

30

40

50

、管球及び検出器の回転及び移動は各管球と対応する検出器の組毎に回転駆動装置（図示せず）及び移動装置（図示せず）を有し、回転制御部7及び光学系制御部8からの駆動信号に基づいてそれぞれ独立又は連動して駆動される。

#### 【0014】

走査条件リスト17は通常磁気ディスク16に記憶されており、X線CT装置1が起動されると磁気ディスク16から内部メモリ15に読み込まれ中央制御部12により参照されるが、オペレータは走査条件リスト17の条件をキー・ボード14から変更、追加・登録、削除を行なうことができる。この場合走査条件リスト17は図2に示すような形でモニター13に表示されるので、オペレータは簡単に走査条件の入力ができる。また、走査条件リスト17は管球別に走査条件を格納し、管球には予め固有の番号が割当てられておりこの番号は変更できない。図2の符号17は走査条件リストの一例を示しており、1行目には1番目の管球3-1の状態グラフ（例えば、この管球を使用する・・1；使用しない・・2；故障・・3、といった管球の状態を示す値）、X線条件（X線電圧、及び電流）、管球及び検出器の回転量（角）、管球及び検出器の移動量等の条件（情報）が格納され、2行目には2番目の管球3-2の、3行目には3番目の管球3-3の、そしてn行目にはn番目の管球3-nの状態フラグ、X線条件（X線電圧、及び電流）、管球及び検出器の回転速度、管球及び検出器の移動量等の条件（情報）が格納される。走査条件リストによるX線発生源、管球、検出器の駆動動作例として、例えば、中央制御部が走査条件リストから1番目の管球3-1の走査条件「状態 = 1 ; 120KV ; 50mA ; 1rps ; 2mm/s」を読み取って、その走査条件に基づく命令（信号）を各制御部6、7、8に送出すると、X線制御部6は管球3-1のX線発生源に対する供給電圧を120KV、電流を50mAとしてX線発生量を制御し、回転制御部7は管球3-1及び検出器4-1の回転速度を1rpsとするよう管球3-1及び検出器4-1の回転駆動装置に駆動制御信号を送り、光学系位置制御部8は管球3-1及び検出器4-1の移動量を2mm/sとするよう管球3-1及び検出器4-1の移動装置（図示せず）に駆動制御信号を送る。

#### 【0015】

本実施形態において、X線CT装置1は被検体に対して螺旋状の走査を行ない、データ再構成装置（図示せず）が、この螺旋状の走査により検出器4-1、4-2、4-3によって得られたデータの組と寝台10の体軸方向の位置データを取り込み、取込んだデータに基づいて補間処理（特開平2-211129号参照）より任意のスライス位置の補間データの組を求め、この補間データの組に基づいて画像再構成を行なう。

#### 【0016】

本実施形態において管球の走査中にエラーが生じた場合、例えば、1番目の管球（管球3-1）のX線部にエラーが発生したとすると、管球3-1でエラーが発生したことをX線制御部6が状態ビットから判別し中央制御部12に状態（ステータス）ビットを送出する。状態ビットは管球の固有番号及び管球の状態を示すビットフラグからなっている。中央制御部12は状態ビットを調べて、管球3-1の使用禁止コードを回転制御部7及び光学系位置制御部8に送出する。回転制御部7及び光学系位置制御部8は管球3-1と検出器4-1の回転駆動装置及び移動装置に駆動停止信号を送る。中央制御部12は管球3-1の全ての動きが止ったことを確認してから、現在使用されていない他の管球に1番目の管球3-1の走査条件等を送り、その管球を管球3-1の代わりに使用する。

#### 【0017】

以下に本実施形態の効果について説明する。

##### (イ) ヘリカルダイナミックスキャンができる。

ヘリカルスキャンは被検体を螺旋状に走査する方式であり、広い範囲を素早く走査できる。また、走査した範囲ならどの部分でも画像にできる。一方、ダイナミックスキャンは、ある位置を連続して走査することにより走査位置の経時的变化を観察・撮影することができる。そして、本実施形態のCT装置によれば、図3(A)に示すように複数（図では3個）の管球31a～31cにより、範囲dをヘリカルスキャンすると同図(B)に示すように各位置P1～P4における画像の経時的变化を見ることができる。即ち、ヘリ

カルダイナミックスキャンが可能となる。

【0018】

また、ヘリカルダイナミックスキャンを用いて差画像を作成し造影剤の経時変化を観察する際には、図4に示すように各管球31a～31cの軌道を等しくさせる必要がある。これについては、管球31a～31cの間隔と被検体の送り速度との関係から容易に設定が可能である。また、被検体の同一部位を何秒後にスキャンするかを決めるには、管球31a～31cの間隔及び管球31a～31cの取付角度により決めることができる。また、管球31a～31cの取付角度をずらすことにより、図5に示すように管球31a～31cの間隔hを管球自体の幅よりも狭くすることができる。つまり、例えば管球の半径が100[m m]である場合には取付角度をつけないと管球どうしの間隔は少なくとも200[m m]必要とするが、取付角度をつけるとこの間隔を0[m m]以上とすることがができる。10

【0019】

そして、このようなヘリカルダイナミックスキャンを用いれば、図3(c)に示す如くの3次元画像で経時的变化に沿ったシネ表示34ができる。この表示は例えば脳外科分野で効果的な利用が期待される。

【0020】

(口) 複数の撮影条件で、ほぼ同じ時間に同じ範囲をスキャンできる。

例えば、図6(A)に示すように2組の光学系41、42で被検体(患者)40を上方と側面から同時に走査すれば、図6(B)に示すようなトップ-ボトム(top-bot tom)像とライト-レフト(right-left)像のスキャノグラムを得ることができる。また、ビームや光学系の回転速度を光学系毎に変化させた走査をほぼ同時に同じ範囲で実施できる。そして、これにより造影剤が流失してしまわぬうちに相異なる走査条件で走査することができる。また、患者スループットが向上し患者に対する負担が軽減される。そして、条件を変えて走査したい時や撮影に失敗した時等に走査しなおす手間が省ける。これは種々の条件で走査することを要する研究等において特に効果的である。20

【0021】

(ハ) 同時に複数部位を、部位に応じた走査条件で撮影することができる。

同時に複数部位を、部位に応じた走査条件で走査できる。これは、例えば、集団検診等の場合に、より効果的である。この場合、例えば、図7において、管球51は胸部を走査し管球52は腹部を走査することができる。これら走査は同時にしかも走査条件をそれぞれ部位に応じた条件にセットして走査できるので的確な診断ができ、X線の被曝も必要最小限に抑えることができ、しかも一人当たりの走査時間が短くて済む。30

【0022】

(ニ) 使用中の管球が使えなくなった時でも他の管球に切換えることができる。

従来の装置のダウンタイムの主要因は管球の故障である。しかし、この実施形態では管球が複数個があるので、管球の容量が一杯になった時や管球が故障した時等に使用していない管球を予備として用いることができる。このため、すべての管球を同時に使用する必要のある検査はできなくなるものの、残った管球を用いて検査を続行できる。従って、管球の故障によるダウンタイムがなく、緊急の検査に常時対応することができる。40

【0023】

(ホ) 一定の範囲を従来より短時間で走査できる。

図8(A)は1個の管球で螺旋状走査を行なう従来のヘリカルスキャンを示し、この場合の1回の走査時間をtとする。一方、図8(B)は本発明による2個の管球で同じ部位を走査する場合を示し、この場合の1回の走査時間は $1/2t$ となる。このように本発明によりn個の光学系で走査する場合、従来の $1/n$ の時間で撮影が可能である。このことは造影剤を注入した時等のように短時間内に走査しなければならない時により効果的である。

【0024】

(ヘ) 空間分解能を向上させることができる。50

ある一定の時間内で同範囲を撮影する場合、複数の光学系で撮影するので走査が密にでき体軸に沿った方向の空間分解能を向上させることができる。

#### 【0025】

(ト) デュアルエナジースキャンを行なうことができる。

2つ以上の管球で相異なるX線のエネルギーを使用させれば、容易にデュアルエナジースキャンが可能となる。

#### 【0026】

即ち、同一の部位を2種類以上のX線エネルギーで撮影することによって、それぞれのエネルギーごとの画像が得られる。これらの画像を用いて電子分布密度、コンプトン散乱の程度、光電効果を表わす画像を計算によって求めることができる。これらは被写体の元素組成を推定する上で有用な情報となる。元素ごとにコンプトン散乱の強度と光電効果の強度の比が異なるため、この2つの散乱効果及び物質の密度によってX線吸収が決まるのである。

#### 【0027】

なお、本実施形態は上記実施形態に限定されるものではなく、例えば図10(A)に示すように複数(図では3個)のガントリ65～67を並設して走査を行なっても良い。このような構成では、各X線管の間隔をある程度以下に狭くすることはできないが、図10(B)に示すように、各ガントリ65～67をチルトさせることができる。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0028】

【図1】本発明に基づくCT装置の一実施形態であるX線CT装置の概念図。

【図2】図1の実施形態における制御部の構成図及び走査条件リストの一例を示す。

【図3】部分図Aはヘリカルダイナミックスキャンの一例を示し、部分図Bはヘリカルダイナミックスキャンにより経時的に撮影された複数の頭部画像を示し、部分図Cはヘリカルダイナミックスキャンによる3次元画像で経時変化に沿ったシネ表示の例を示す。

【図4】管球をヘリカルスキャンの螺旋軌道に合わせた例を示す。

【図5】各管球の取付角度をずらした例を示す。

【図6】部分図Aは複数の撮影条件で、ほぼ同じ時間に同じ範囲をスキャンした例を示し、部分図Bは結果として得られた像を示す。

【図7】同時に他部位を、部位に応じた走査条件で走査した例を示す。

【図8】部分図Aは1個の管球で螺旋状走査を行なう状況のヘリカルスキャンを示し、部分図Bは本発明による2個の管球で同じ部位を走査する場合を示す。

【図9】部分図Aは従来のヘリカルスキャンCT装置による走査の例を示す斜視図であり、部分図Bは側面図であり、部分図Cは架台から見通した図である。

【図10】複数のガントリを用いて撮影する例を示す。

#### 【符号の説明】

#### 【0029】

1 X線CT装置(CT装置)

2 架台

3-1、3-2、3-3 管球

4-1、4-2、4-3 検出器

11 寝台

10 寝台駆動部

12 制御部

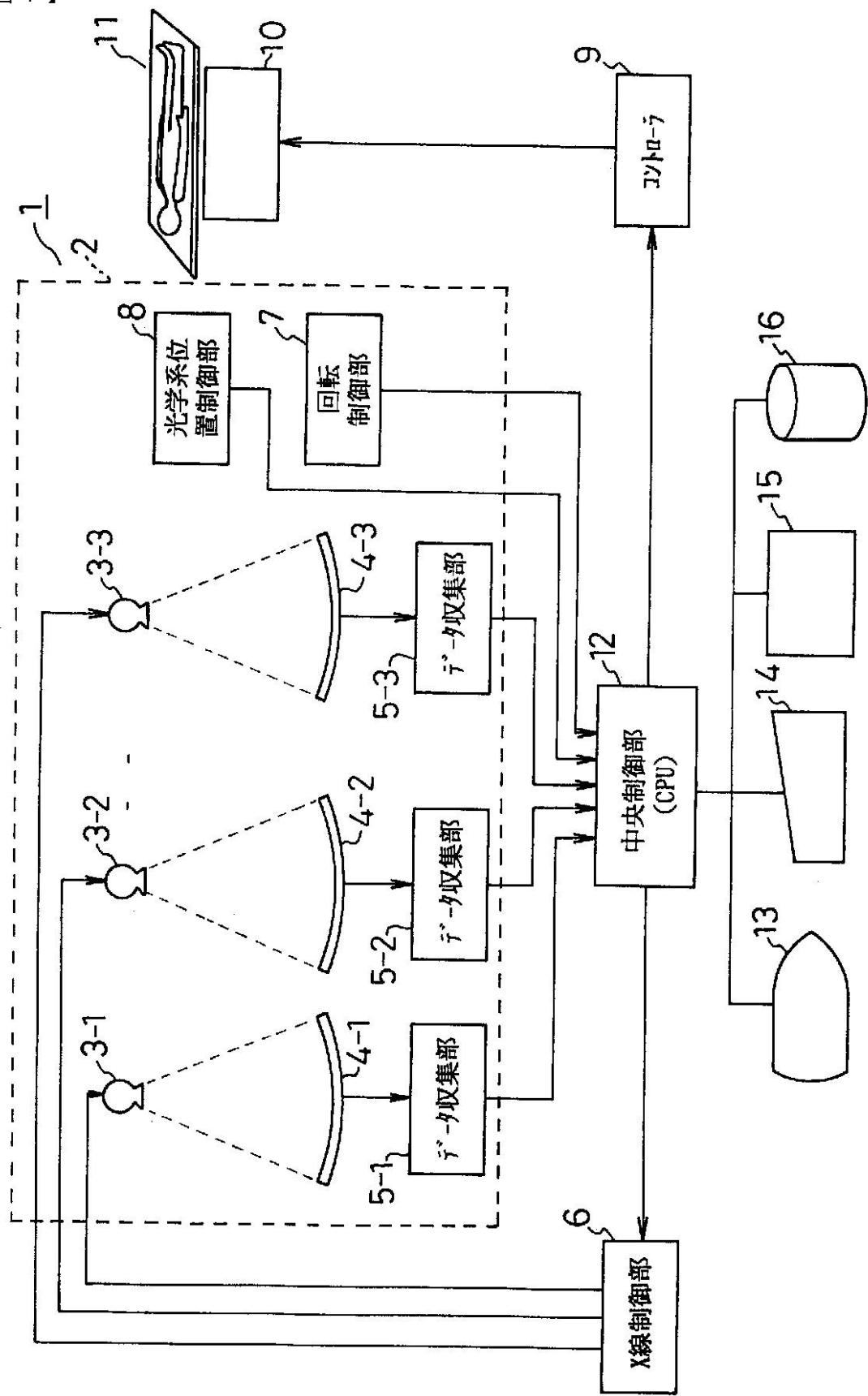
10

20

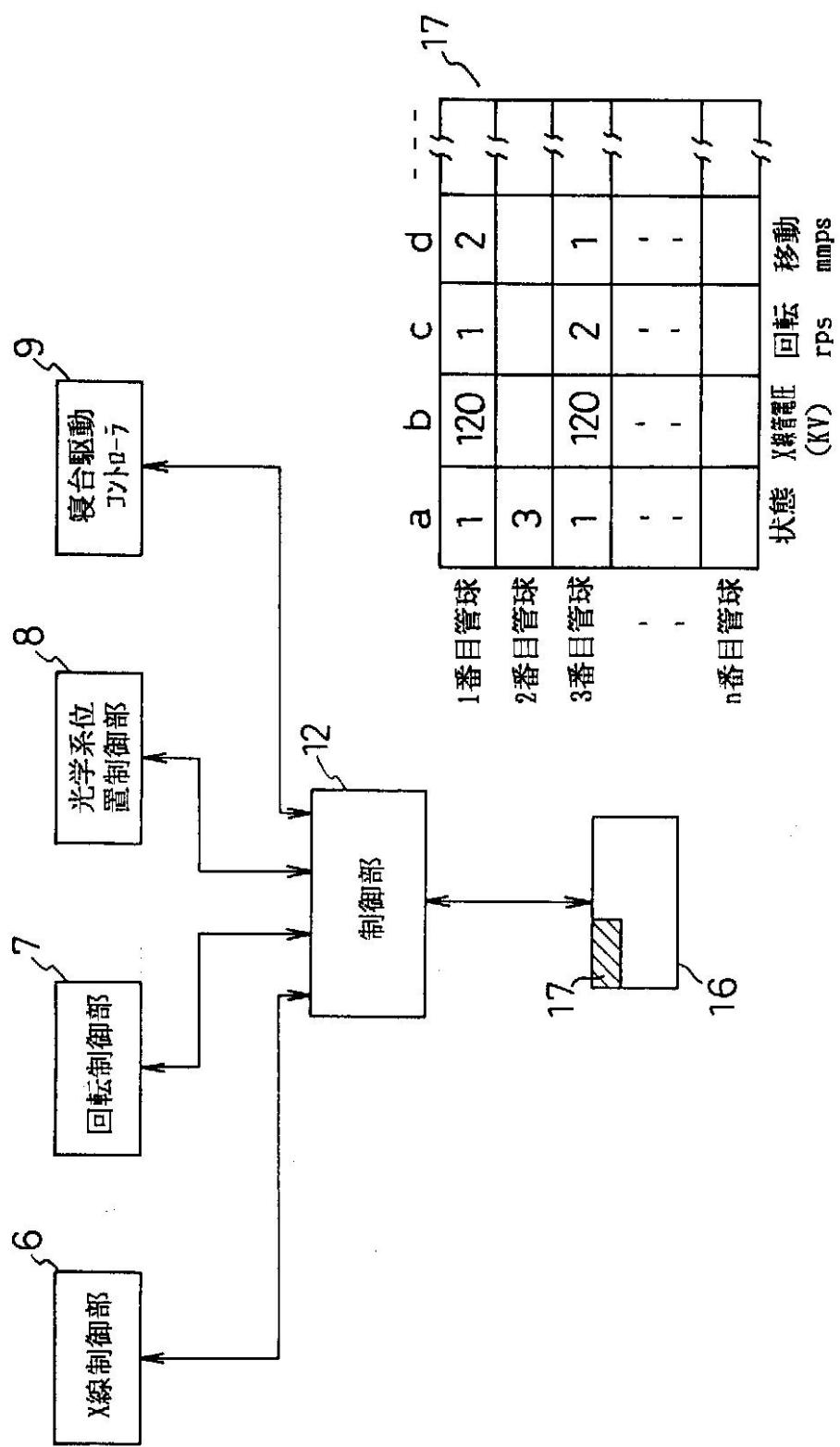
30

40

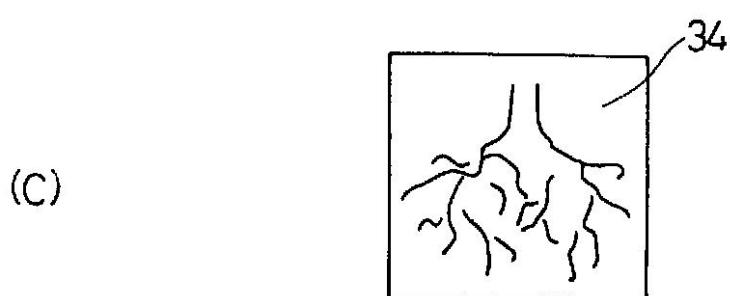
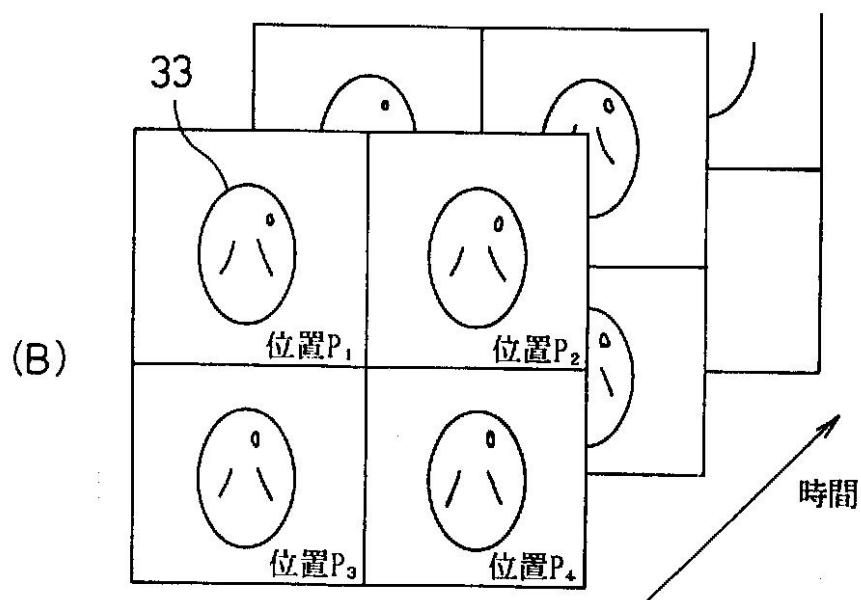
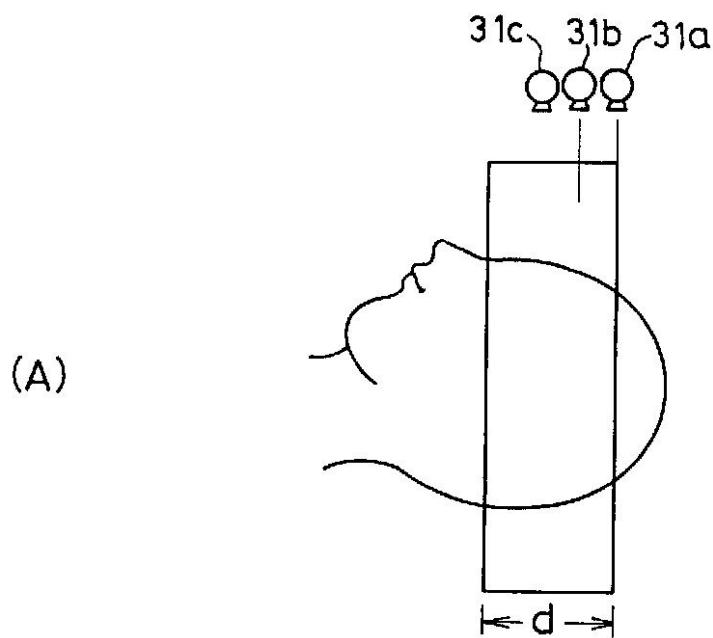
【図1】



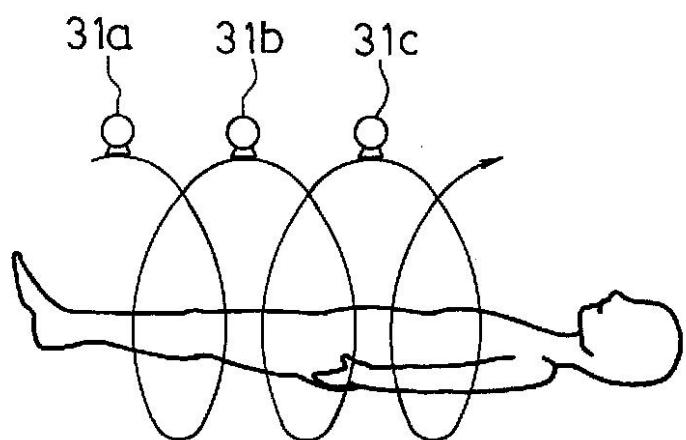
【 図 2 】



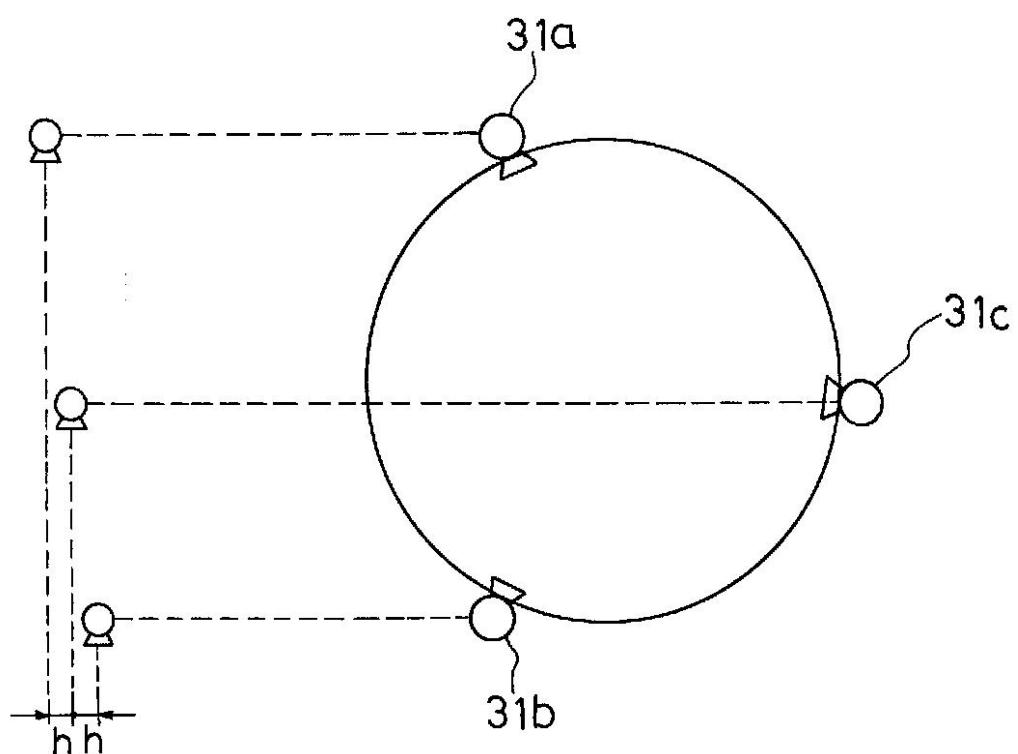
【図3】



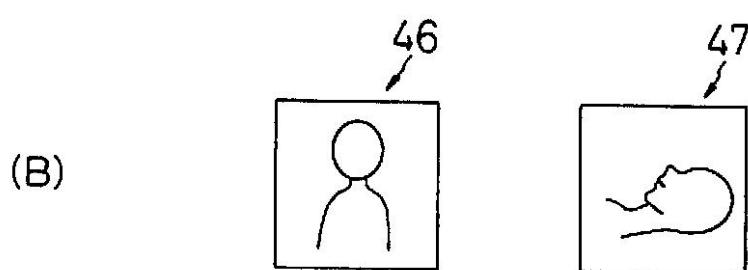
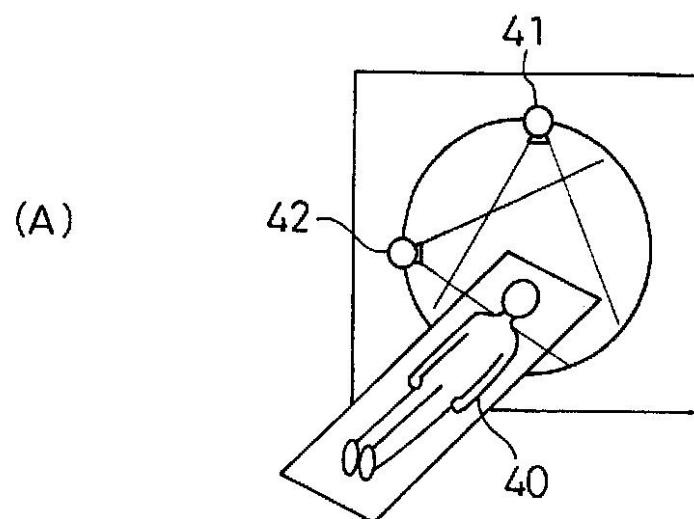
【図4】



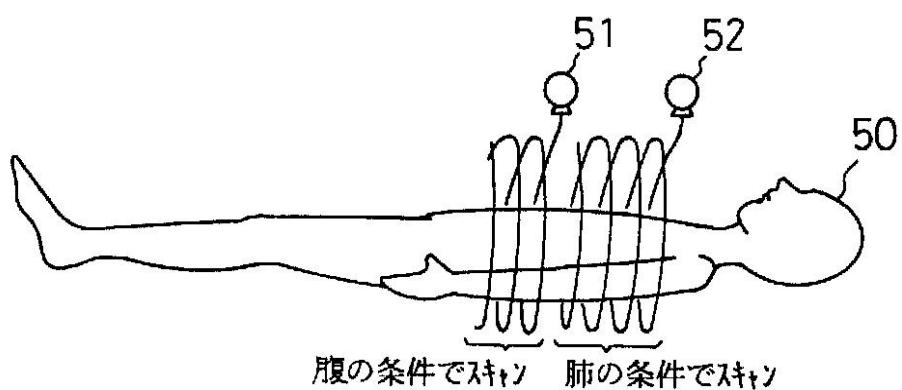
【図5】



【図6】

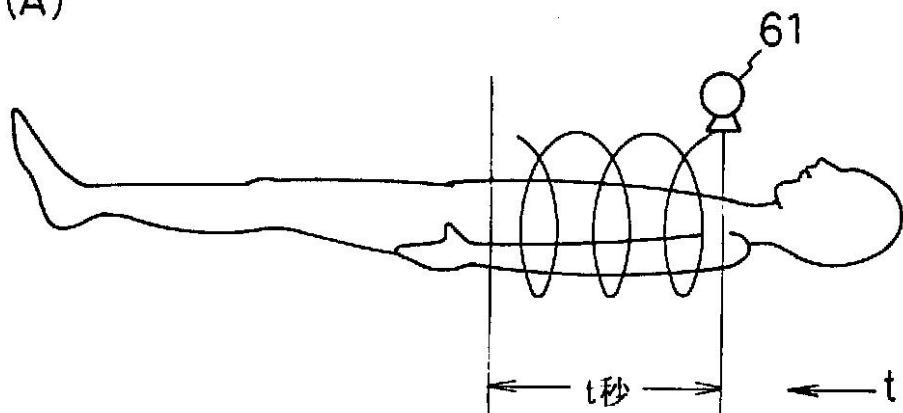


【図7】

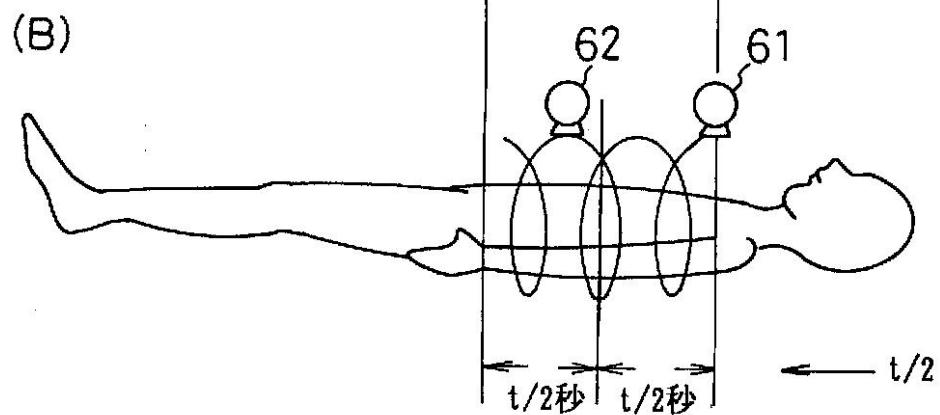


【図8】

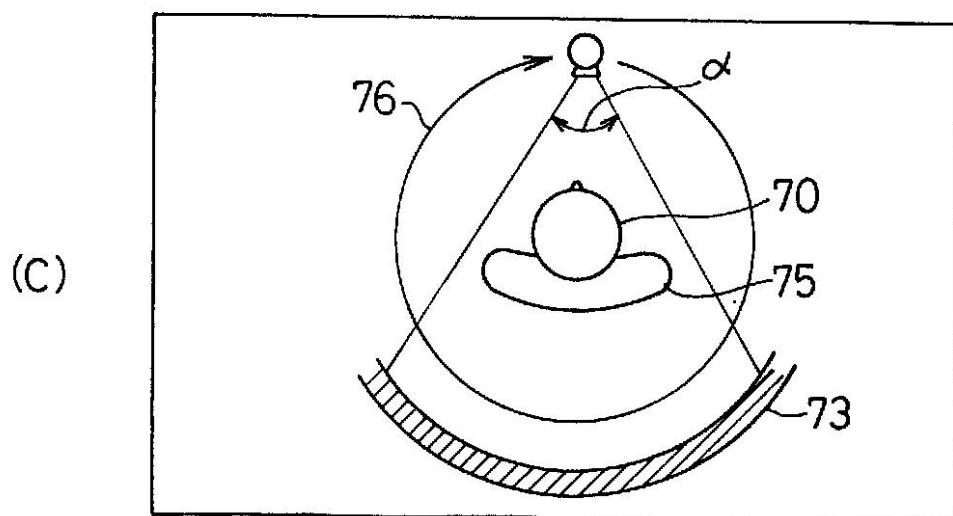
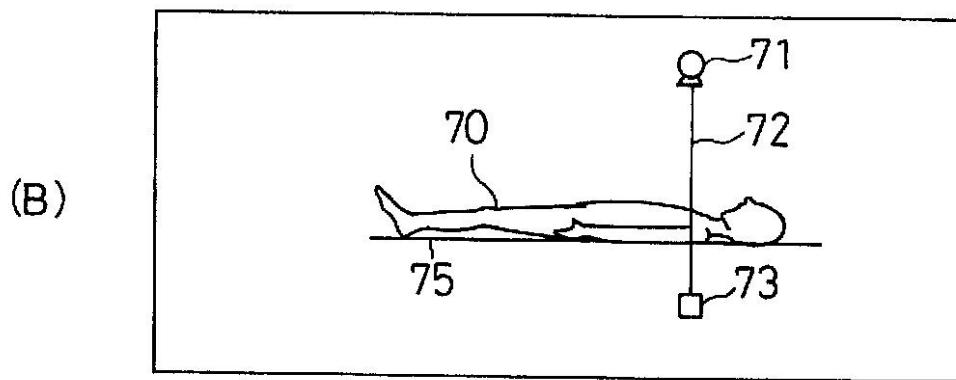
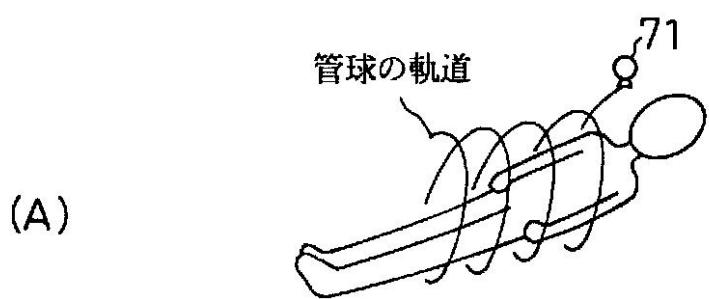
(A)



(B)

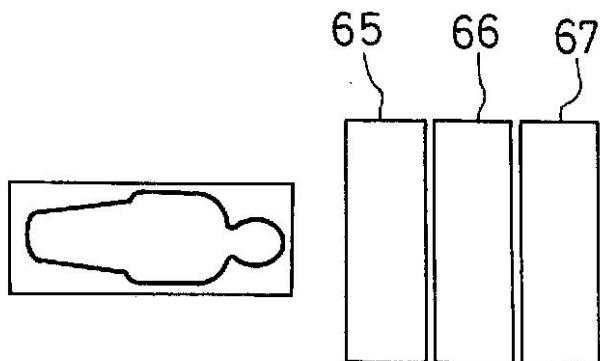


【図9】



【図10】

(A)



(B)

